

公 告

令和6年5月21日
防衛省陸上自衛隊
富山駐屯地司令

陸上自衛隊富山駐屯地記念日行事における模擬売店の出店（営業）を行う業者の募集について
標記について下記のとおり募集します。

記

1 出店日時

令和6年9月22日（日）09：00から13：00まで

※駐屯地の状況により変更又は中止となる場合がある。

2 出店場所

富山県砺波市鷹栖出935 陸上自衛隊富山駐屯地内

3 出店業種

玩具等の販売より1店舗、飲食等2店舗（アルコール飲料可）

4 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は都道府県で同種の営業実績を有すること。
- (2) 細部の内容は、募集要項による。

5 募集要項等の配布

- (1) 期 間
令和6年6月4日（火）10：00から令和6年6月18日（火）16：00まで
- (2) 場 所
〒939-1338
富山県砺波市鷹栖出935
陸上自衛隊富山駐屯地 本部隊舎1F 共済所所属
電話番号：0763-33-2392（内線238） 担当：厚生
- (3) 配布要領
期間内手交及び郵送配布（電話によりご一報願います。）

6 説明会

実施しない。（ただし、希望する場合は、電話により説明可能です。）

7 その他

- (1) 細部内容は、募集要項による。
- (2) 本公告は、令和6年6月18日まで掲載する。

「陸上自衛隊富山駐屯地記念日行事における模擬売店の
設置及び営業」仕様書

陸上自衛隊富山駐屯地

仕様書

- 1 業務件名
陸上自衛隊富山駐屯地記念日行事における模擬売店の設置及び営業
- 2 業務内容
模擬売店の設置及び営業
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊富山駐屯地司令（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、模擬売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、すべての補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に模擬売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、使用許可時に確定する。

※ 光熱水料は、別途徴収する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

7 業務期間

令和6年9月22日（日）09：00～13：00

※駐屯地の状況により、変更または中止となる場合がある。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において、模擬売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当者（駐屯地司令が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報のすべて）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対しすべての損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙等の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 模擬売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当者の指示に従うこと。
- (4) 丙は、模擬売店を設置する際は机等必要な備品を準備すること。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当者の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、担当者から要求のあった場合は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当者の指示する書類を担当者に提出しなければならない。
- (10) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理についてすべての責任をおうものとする。
- (11) 丙は、設置を許可された店舗内を全て禁煙とするものとする。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

- (1) 募集業種
陸上自衛隊富山駐屯地記念日行事における模擬売店（玩具等1店舗、飲食（軽食）等2店舗）
- (2) 設置場所
整備工場北側予定（1区画12㎡ テント2間×3間まで）
- (3) 営業時間等
ア 原則として、09：00から13：00までとし、それ以外は別途協議する。
イ 準備及び撤収作業に要する時間については別途調整する。
- (4) その他の営業条件
国の行事、緊急時等は国が使用する。